第明三治二十五種郵便物認可　三年三月三十一日

平成２４年（フ）第２４１号
福井市白方町第10号29番地
債務者　松下　國男
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
福井県鯖江市住吉町３丁目14番28号
債務者　夏梅　和弘
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
福島県郡山市大槻町字北田43番地の３　北田アパート２Ｆ
債務者　細山　　正
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第５３１号
千葉県柏市柏５丁目８番17―105号
債務者　上田奈津子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５４５号
千葉県松戸市上矢切1132番地の８
債務者　朝川　礼子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５４８号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町48番地　プレミール田中106号
債務者　葛原麻衣子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５６５号
千葉県柏市藤心343番地の３
債務者　池田　　守
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５６６号
千葉県松戸市三矢小台３丁目13番地の３　アローハイツＢ棟102号
債務者　草谷　和夫
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５７４号
千葉県柏市逆井５丁目17番31号　ハウス1001―103号
債務者　稲村都美子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５８０号
千葉県松戸市北松戸３丁目２番地の３　ハイツＴ＆Ｔ102号
債務者　藤野　英二（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５８２号
千葉県松戸市五香６丁目１番地の11　バンクール藤枝弐番館101号
債務者　鴨井ゆり子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６７号
山口県岩国市南岩国町３丁目13番８―301号
債務者　清水　裕史
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第７６号
山口県岩国市山手町１丁目９番18―301号
債務者　冨永　　信
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第７７号
山口県岩国市中津町１丁目２番19号
債務者　山縣　勝則
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第３６４号
神戸市北区惣山町５丁目８番地の17
債務者　鷹尾　圭介
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３４号
神戸市兵庫区上沢通５丁目１番９―408号
債務者　田中　慎一
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３４号
兵庫県丹波市春日町平松440番地２
債務者　伊藤　順子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部